

公 告

分任契約担当官
自衛隊和歌山地方協力本部長
高岡 良一

下記のとおり一般競争入札を行うので関係事項を承諾の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名、履行内容、需要場所等

件 名	履 行 内 容	予定数量	履 行 場 所
ガソリン自動車用2号 ほか1件	仕様書のとおり	ガソリン9,000ℓ 軽油4,000ℓ	仕様書のとおり

(2) 履行期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

(3) 入札方法

ア 入札は、当本部が示す年間の予定数量に基づき、入札希望各社において積算した年間合計金額（予定総価）について行う。

イ 入札金額の内訳として、次の事項について資料（以下「入札金額内訳書」という。）の提出を求める。（円未満小数点第1位までとする。）

(7) 仕様書 別紙「明細書」

この際、軽油引取税額は代金請求時金額には含めるが、入札金額には含まないものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、軽油引取税額は、考慮しないこととする。

エ 資源エネルギー庁発表の給油所小売価格の和歌山平均価格（消費税及び地方消費税額抜き、軽油引取税額抜き）については、令和7年2月25日現在の価格として、入札金額及び入札金額内訳書の金額を算定するものとする。（円未満小数点第1位までとする。）

※ 当初契約書記載の資源エネルギー庁発表の給油所小売価格の和歌山県平均価格（消費税及び地方消費税額抜き、軽油引取税額抜き）については、令和7年3月第3月曜日現在の和歌山県平均価格に読み替え記載するものとする。（円未満小数点第1位までとする。） また、当初契約書記載の調整額は落札者の入札金額内訳書記載の調整額とし、契約期間中は変動しないものとする。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）で、「物品の販売」D級以上の資格を有する者で、近畿地域の資格を有するものであること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 防衛省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(7) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(8) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）

(9) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

自衛隊和歌山地方協力本部 総務課

4 説明会等

- (1) 入札（現場）説明会
実施しない。必要がある者については随時実施する。
その場合、希望日時について別途電話連絡を行い下記仕様書担当者と調整をすること。
- (2) 入札心得等については、自衛隊和歌山地方協力本部 総務課にて示す。

5 入札参加資格確認書類

この入札に参加を希望するものは、令和7年3月12日（水）12：00まで（必着）に次に示す入札参加資格確認書類を提出しなければならない。

① 資格決定通知書（全省庁統一資格）の写し

6 競争入札執行の日時・場所

- (1) 日時：令和7年3月14日（金）09：00～ （時間厳守）
- (2) 場所：自衛隊和歌山地方協力本部

7 保証金等

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違 約 金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 契約書等：落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

ただし、契約書は総額ではなく単価にて作成するものとする。

9 落札決定方法

予定総価が、予算決算および会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格であり、有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札等の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関する条件に違反して入札した場合
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
- (4) 指定の時間に遅れた入札（郵便入札も含む。）
- (5) 電報、電話、FAX等による入札
- (6) 第1項（3）イに示す「入札金額内訳書」の提出がないもしくは内訳内容不明と判断されるもの。
または入札金額と「入札金額内訳書」に示す金額計が相違しているもの
- (7) 5 入札参加確認書類の提出が期限までに提出されない者が行った入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合は、当該入札者等が提出した入札書等は無効とする。

11 その他

- (1) 郵便による入札は「書留」とし、入札前日12時00分までに必着
- (2) 再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (3) 代表権のない者の入札は、委任状を提出すること（様式随意）
- (4) 経済の動向を調査するため、市価調査を依頼することがありますのでご協力ください。
- (5) 問い合わせ先及び連絡先

ア 仕様書に関する問い合わせ先

住 所：和歌山県和歌山市築港1-14-6
自衛隊和歌山地方協力本部 総務課 管理班 担当者：和田
電 話：073-422-5116

イ 入札・契約に関する問い合わせ先

住 所：和歌山県和歌山市築港1-14-6
自衛隊和歌山地方協力本部 総務課 会計班 担当者：栗須
電 話：073-422-5116
FAX：073-422-5118

仕 様 書

1 総 則

この仕様書は、自衛隊和歌山地方協力本部において調達する燃料について規定する。

2 一般事項

仕様書に規定していない事項は、関係法令に準拠するほか、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

3 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までとする。

4 購入に関する要求

品名、規格

品 名	規 格	単 位
ガソリン自動車用2号	J I S K 2 2 0 2	L I
軽油2号	J I S K 2 2 0 4	L I

5 契約品の供給方法等

(1) 供給方法

受託者の有する施設内で利用できる給油カードを利用した供給システムとする。

(2) 給油場所（納地）

受託者の給油所とし、以下の所在地からの半径3 k m以内である給油所（有料道路の店舗及びセルフスタンドを除く。）を1箇所以上有することとする。

名 称	住 所
和歌山地方協力本部	和歌山市築港1丁目14-6

(3) 給油カードの発行

受託者は契約後別途交付する車両番号表により、車両登録番号（陸運局登録番号）等を表示した給油カード（給油機能のみであり、入会金、年会費等の不要のもの。）を車両番号表に表示の13台分及び予備カード（車両登録番号の表示がないもの。）1枚を作成し、令和7年3月27日（木）までに自衛隊和歌山地方協力本部総務課へ納品すること。

なお、保有車両等に追加又は変更等が生じた場合には、依頼があった日から、原則3週間以内に新たな給油カードを自衛隊和歌山地方協力本部総務課へ納品すること。

(4) レシートの発行

給油の際にレシート（購入日、購入品名、購入数量及び購入場所（給油所名、所在地住所等を記載すること。）を発行し、自衛隊和歌山地方協力本部職員に交付すること。

6 請求方法

請求に当たっては、毎月末締めとし、車両別に区分した「購入明細書」（購入日、購入品名、購入数量及び購入場所（給油所名、所在地住所等）を記載すること。）を翌月10日までに自衛隊和歌山地方協力本部総務課に提出する。

7 契約方法

本契約は、ガソリン及び軽油について1リットル当たりの単価契約とする。

(1) 給油する各月の単価

ア 別紙「明細書」の①及び⑤の「資源エネルギー庁発表の給油所小売価格」は、給油する各月の前月の第3月曜日現在の和歌山県平均価格から、消費税額、地方消費税額及び軽油においては軽油引取税を除いた金額とする。

イ 別紙「明細書」の②及び⑥の「調整額」は落札時に決定し、本契約期間中においては変動しないものとする。

(2) 請求時の単価

別紙「明細書」の③及び⑦の「調整後の単価」に、消費税額、地方消費税額及び軽油においては軽油引取税を加えた金額（小数点第二位以下の端数があるときは、小数点第二位を切り捨てる。）とし、毎月変動するものとする。

なお、翌月の各単価については、算定内容が明らかとなる一覧表を作成し、前月末までに通知する。

8 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領（品質・数量）による。

9 その他の指示

(1) 契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

(2) 給油カードを紛失し、使用停止依頼をするまでの間に不正に使用された請求については、その代金の一切を請求しないこと。

(3) 供給時に故意又は過失により損害を与えた場合には、受託者がその損害を補償する。

(4) 給油カードの発行等を含む本業務の履行に要する一切の費用は、受託者の負担とする。

明 細 書

	① 資源エネルギー庁発表の 給油所小売価格の和歌山 県平均価格 (消費税額及び地方消費税額 抜き)	②調整額 (加算減算額)	③ 調整後の単価 (①±②)
レギュラー ガソリン	円	円	円

	予定数量	④金 額 (③×予定数量)
レギュラー ガソリン	9, 0 0 0 0	

④の価格に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

	⑤資源エネルギー庁発表の給 油所小売価格の和歌山県平均 価格 (消費税額、地方消費税額及 び軽油引取税額抜き)	⑥調整額 (加算減算額)	⑦調整後の単価 (⑤±⑥)
軽 油	円	円	円

	予定数量	⑧金 額 (⑦×予定数量)
軽 油	4, 0 0 0 0	

⑧の価格に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

合計額 (④+⑧)	
--------------	--

注： 予定数量は、令和5年実績から算出したものであり、調達数量を保障するものではない。予定数量と調達数量に差異が発生しても異議を申し立てないものとする。